

規制対象事項チェックリスト

130 危険物

1. 危険物について、加熱、衝撃、火気への接近等発火、引火の危険を生ずる取扱いをさせていない。
2. 可燃性ガス等が存在する場所は、通気、換気等を行っている。
3. 危険物を取り扱う作業を行うとき、作業の指揮者を定めて、その作業の指揮をさせている。
4. 作業指揮者は、危険物の取扱状況について随時点検し、以上を認めたときは必要な措置をとっている。
5. 作業指揮者は、必要な措置をとった際その記録をし、保存している。
6. 異種の物質が混合または接触することにより、発火し、または爆発を生ずるおそれのある時は、それらの物質は分離して、貯蔵、運搬している。(接触して発火し、または爆発するおそれのある物として、[1]カーバイトと水、[2]金属カリウムを二硫化炭素、[3]過酸化ナトリウムと金属粉、[4]リン化石灰と水、[5]発煙硫酸と有機質繊維等)
7. 危険物を製造しまたは取り扱う作業場においては、非常の場合に安全な場所に避難できる2以上の出入り口を設けている。
8. 危険物を製造しまたは取り扱う作業場においては、非常の場合に関係職員にこれを知らせるための自動警報設備、非常ベル等を備え付けている。
9. 可燃性ガスおよび酸素を用いて、溶接、溶断、金属の加熱の作業を行う場所においては、ガス等のホースおよび吹管は、ガス等の漏えいのおそれがないものを使用している。
10. 可燃性ガスおよび酸素を用いて、溶接、溶断、金属の加熱の作業を行う場所においては、ガス等のホースおよび吹管およびガス等のホース相互の接続箇所は、締め付け具を用いて確実に締め付けを行っている。
11. 可燃性ガスおよび酸素を用いて、溶接、溶断、金属の加熱の作業を行う場所においては、ガス等のホースにガス等を供給しようとするときは、あらかじめ、ホースにガス等が放出しない状態にした吹管または確実な止め栓を装着した後に行っている。
12. 可燃性ガスおよび酸素を用いて、溶接、溶断、金属の加熱の作業を行う場所においては、使用中のガス等のホースの供給口のバルブまたはコックには、ガス等の供給についての誤操作を防ぐための表示をしている。
13. 可燃性ガスおよび酸素を用いて、溶接、溶断、金属の加熱の作業を行う場所において

は、溶断の作業を行うときは、十分な換気を行っている。

14. 可燃性ガスおよび酸素を用いて、溶接、溶断、金属の加熱の作業を行う場所においては、作業の中断または終了により作業箇所を離れるときは、ガス等の供給口のバルブまたはコックを閉止してガス等の供給口から取り外し、またはガス等のホースを自然通風若しくは自然換気が十分な場所へ移動している。
15. ガス等の容器について、[1]通風または換気の不十分な場所、[2]火気を使用する場所および容器を貯蔵する場所から 2 メートル以内その他の場合は、火気を使用する場所から 5 メートル以内の場所、[3]火薬類、危険物その他爆発性若しくは発火性の物または多量の易燃性の物を製造し、または取り扱う場所から 2 メートル以内、その他の場合は当該場所から 5 メートル以内の場所で、設置、使用、貯蔵、または放置していない。
16. ガス容器について容器の表面の温度を 40 度以下に保っている。
17. ガス容器について転倒のおそれがないように保持している。
18. ガス容器について衝撃を与えないようにしている。
19. ガス容器について運搬するときはキャップを施している。
20. ガス容器について使用するとき、容器の口金に付着している油類およびじんあいを除去している。
21. ガス容器のバルブの開閉は、静かに行っている。
22. 溶解アセチレンの容器は、立てて置いている。
23. ガス容器の使用前または、使用中の容器とこれら以外の容器との区別を明らかにしている。
24. ガス等の容器は、衝撃を与えない等、その取扱いについて一定事項を遵守させている。
25. 混合危険のある物質は、分離して貯蔵、運搬を行わせている。
26. 非常の場合に容易に安全な場所に避難できる 2 以上の出入口を設けている。